

使用済みの食用油の回収

環境経済課

ご家庭で使用済みの食用油の回収を町婦人会・生活学校の協力で実施しますので、ご利用ください。

【日 時】3月16日(水)

午前9時30分～11時30分

【回収場所】役場、中央公民館、松枝公民館、
下羽栗会館

※新聞紙、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶も同時に回収します。

【問合先】環境経済課

検察審査会からのお知らせ

岐阜検察審査会事務局

交通事故、詐欺などの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を裁判にかけてくれないことがどうも納得できない。このような方のために、検察官が事件を裁判にかけなかったことが正しかったかを審査する機関として「検察審査会」があります。

このような不満をお持ちの方は、検察審査会にご相談ください。相談や審査の申立てには費用はかかりません。また、秘密は固く守られます。

検察審査会では11人の審査員が、検察官が事件を裁判にかけなかったことが正しいかどうかの審査を行います。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっています。

選挙権をお持ちの方は審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときには、国民の代表としてこの仕事にご協力をお願いします。

【問合先】岐阜検察審査会事務局

(岐阜地方裁判所内)

岐阜市美江寺町2-4-1

☎262-5263

国民健康保険高齢受給者証の再交付のお知らせ

住民課

70歳から74歳(一定の障がいの認定による後期高齢者医療保険加入者は除く)の方で、現役並み所得のある方以外は、平成23年4月1日から医療機関などで診療を受ける場合自己負担が2割に引き上げられることとなっていました。この見直しの凍結がさらに1年間延長され、「平成24年3月31日」までは自己負担が1割に据え置きとなりました。

3月下旬に送付する保険証に「国民健康保険高齢受給者証」を同封しますので、現在お持ちの高齢受給者証と差し替えて、4月1日以降医療機関などで診療を受ける場合は、新しい保険証とあわせて提示してください。

なお、今回送付する高齢受給者証は有効期限が平成23年7月31日(75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日)のため、「平成23年7月31日までは1割」と記載されています。8月以降の分については、再度所得判定後、送付します。

【問合先】住民課

広報スタッフを派遣します

企画課

町では、町民の皆さんと協働したまちづくりを行い開かれた町政を実現するため、町民の皆さんが主催する研修会などに町職員を広報スタッフとして派遣する「ふれあい広報サービス」を行っています。

【対象】笠松町内に在住・在勤または在学する方が10人以上参加する会合など

【開催場所】町内の公共施設、地域の集会施設

【開催時間】平日・休日を問わず

午前9時～午後9時の間の2時間程度

【経費】・主催者負担 会場の手配や研修会などの周知などに要する経費
・町負担 広報スタッフ派遣経費

【申請方法】実施予定日の2週間前までに計画書を提出

【申請・問合先】企画課

睡眠時無呼吸症候群(成人・小児)・眠気・イビキ・不眠

岐阜メイツ 睡眠障害治療クリニック

日本睡眠学会
認定施設

岐阜市藪田南4-15-20(ふれあい会館南東)
Tel:058-272-9300 ホームページあり

自然にやさしい 環境創造

Shonan 松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808